

公立大学法人下関市立大学経営企画会議規程

平成19年4月1日

規程第4号

改正 平成20年3月14日規程第17号

平成21年3月27日規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、下関市立大学の運営組織等に関する規程（平成19年規程第3号。以下「運営規程」という。）第11条に規定する経営企画会議（以下「経営企画会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会務)

第2条 経営企画会議は、経営審議会及び教育研究審議会の円滑な審議のため、管理運営上の特に全学的課題に係る事項のうち、次の各号に掲げるものの企画又は調整等を行う。

- (1) 中期目標について市長に述べる意見、中期計画及び年度計画に関すること。
- (2) 中期計画及び年度計画に関する活動実績報告の取りまとめに関すること。
- (3) 予算編成の方針、財産の取得及び処分に関すること。
- (4) 重要な規程の制定及び改廃に関すること。
- (5) 重要な組織の設置又は廃止に関すること。
- (6) 職員の定数管理の方針に関すること。
- (7) 施設の整備、維持管理等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公立大学法人下関市立大学の管理運営に係る重要事項に関すること。

(構成)

第3条 経営企画会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長（学長）
- (3) 運営規程第2条第2号に規定する部局長
- (4) 下関市立大学入試委員会委員長及び下関市立大学キャリア委員会委員長
- (5) 経営企画グループ長、総務グループ長及び学務グループ長

(議長)

第4条 経営企画会議の会議（以下「会議」という。）に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 議長に事故等があるときは、副理事長（学長）がその職務を代行する。

(議事)

第5条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第7条 経営企画会議は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第8条 経営企画会議の庶務は、経営企画グループ経営企画班において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、経営企画会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月14日規程第17号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日規程第15号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。